

○北海道職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年7月15日条例第83号）

北海道職員等の配偶者同行休業に関する条例をここに公布する。

北海道職員等の配偶者同行休業に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第2項、第3項及び第6項から第8項まで並びに同条第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を含む。以下同じ。）の法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（配偶者同行休業の承認）

第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、次条に規定する期間を超えない範囲内において法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業の承認をすることができる。

（配偶者同行休業の期間）

第3条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年とする。

（配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由）

第4条 法第26条の6第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第7条第1号において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

（1） 外国での勤務

（2） 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの

（3） 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前2号に該当するものを除く。）

（配偶者同行休業の承認の申請等）

第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該申請をした職員の配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

2 任命権者は、配偶者同行休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

（配偶者同行休業の期間の延長）

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第3条に規定する期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第2条及び前条第2項の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第6条の2 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続きこととなり、及びその引き続きことが当該延長の請求時には確定していなかった

ことその他人事委員会がこれに準ずると認める事情とする。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第7条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
- (2) 配偶者同行休業をしている職員が、北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第3号)第15条及び北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第21号)第15条(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和27年北海道条例第81号)第2条において準用する場合を含む。)に規定する特別休暇で労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定による休業に相当するものとして人事委員会規則で定めるものを取得することとなったこと。
- (3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(届出)

第8条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 前条第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合

2 第5条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第9条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間(以下この項及び次項において「申請期間」という。)について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、法第26条の6第7項の規定により次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

- (1) 申請期間を任用の期間(以下この条において「任期」という。)の限度として行う任期を定めた採用
- (2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、法第26条の6第7項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、同条第8項の規定により当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 任命権者は、法第26条の6第7項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(職務復帰後における号俸の調整)

第10条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、同日後における最初の昇給日(昇給を行う日として人事委員会規則で定める日をいう。以下この項において同じ。)又

はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

- 2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号俸の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との権衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、その者の号俸を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第11条 北海道職員等の退職手当に関する条例(昭和28年北海道条例第149号)第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとする。

- 2 配偶者同行休業をした期間についての北海道職員等の退職手当に関する条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数(法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかった期間については、その月数)」とあるのは、「その月数」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(北海道職員等の定数に関する条例の一部改正)

- 2 北海道職員等の定数に関する条例(昭和47年北海道条例第52号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 3 北海道職員等の育児休業等に関する条例(平成4年北海道条例第3号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(北海道人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

- 4 北海道人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年北海道条例第6号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(北海道人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 前項の規定による改正後の北海道人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第2条の規定は、平成26年度以後の年度分の報告について適用する。

(北海道職員等の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正)

- 6 北海道職員等の大学院派遣研修費用の償還に関する条例(平成18年北海道条例第86号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 7 北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年北海道条例第65号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(北海道企業職員定数条例の一部改正)

- 8 北海道企業職員定数条例(昭和47年北海道条例第54号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部改正)

9 北海道地方警察職員の定員に関する条例（昭和29年北海道条例第33号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（北海道議会事務局職員定数条例の一部改正）

10 北海道議会事務局職員定数条例（昭和47年北海道条例第53号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成26年12月24日条例第124号抄）

〔北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日条例第8号）

〔北海道職員等の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。